

港 湾 運 送 事 業 実 績 報 告 書  
( 年 月 日から 年 月 日まで)

	取 扱 貨 物 量					
	船 内 荷 役 事 業	は し け 運 送 事 業	沿 岸 荷 役 事 業	い か だ 運 送 事 業	船 舶 貨 物 整 備 事 業	倉 庫 荷 役 事 業
年 月	トン	トン	トン	トン	トン	トン
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						

- 1 港湾労働法第12条第3項及び港湾労働法施行規則第11条第3項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 港湾労働法第17条第5項において準用する同法第12条第3項及び港湾労働法施行規則第16条第2項の規定により上記のとおり報告します。
- 3 港湾労働法第18条第2項において準用する同法第12条第3項及び港湾労働法施行規則第17条第2項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿

備考

- イ 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点以下を4捨5入して、整数で記入して下さい。
- ロ 「船内荷役事業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う事業をいいます。
- ハ 「はしけ運送事業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為を行う事業をいいます。
- ニ 「沿岸荷役事業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う事業をいいます。
- ホ 「いかだ運送事業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為を行う事業をいいます。
- へ 「船舶貨物整備事業」とは、港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う事業をいいます。
- ト 「倉庫荷役事業」とは、港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)を行う事業をいいます。
- チ 港湾労働者派遣事業許可申請書に添付する場合は、上記2及び3の全文を抹消して下さい。
- リ 港湾労働者派遣事業許可有効期間更新申請書に添付する場合は、上記1及び3の全文を抹消して下さい。
- ヌ 派遣事業対象業務変更許可申請書に添付する場合は、上記1及び2の全文を抹消して下さい。
- ル 事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入して下さい。